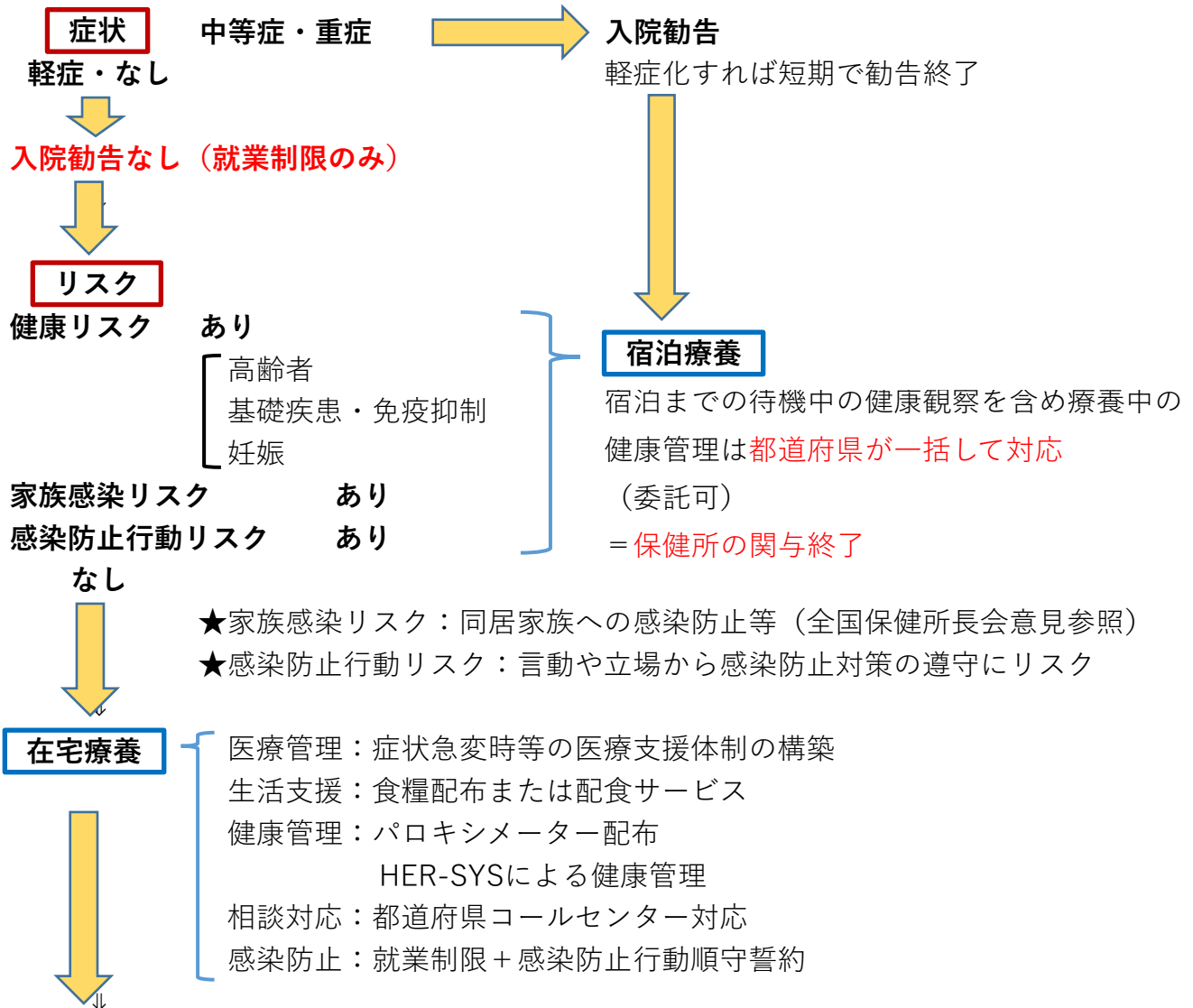


自宅宿泊療養フローチャート (案)

- 基本的考え方
1. 中等症病床の確保
 2. 感染者に寄り添った療養環境の確保
 3. 感染防止対策の徹底
 4. 保健所業務量の軽減



検査から10日間で解除 (コールセンターから終了通告) 解除後の支援は保健所担当。

★都道府県に期待する役割：宿泊・在宅療養において保健所業務を増加させない。

- ① 宿泊療養支援：宿泊待機中を含めた全ての対応
- ② 在宅療養支援：都道府県が一括して対応 = 保健所の関与終了

(法44条の3では生活支援は保健所設置区市業務となっているが)

要検討事項

1. 感染性の有無を判断して、宿泊・在宅療養の対象としないことはできないか。
例) PCR検査Ct値が一定以上、抗原検査陰性
2. 療養期間10日間は長すぎるのではないか。6日間 + 自主的健康観察ではいかがか。
(有症状者は発症後10日間なので、しばしば無症候性感染者より解除が早い。)